㉓　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
㉔　区分番号Ｂ０１５に掲げる精神科退院時共同指導料
ロ　医科点数表区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料
ハ　医科点数表第２章第４部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　第１節通則第４号のイに規定する点数
②　区分番号Ｅ００１の１に掲げる単純撮影
③　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影
ニ　医科点数表第２章第５部第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用に限る。）及び同部第５節に規定する点数（同表に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる投薬に限る。）
ホ　医科点数表第２章第６部第２節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる注射薬等（抗悪性腫瘍剤を除く。）の費用に限る。）
ヘ　医科点数表区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び医科点数表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
ト　医科点数表第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
②　区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法
③　区分番号Ｉ００５に掲げる入院集団精神療法
④　区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法
⑤　区分番号Ｉ００８に掲げる入院生活技能訓練療法
⑥　区分番号Ｉ００８－２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に規定する場合を除く。）
⑦　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注６に規定する場合を除く。）
⑧　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
⑨　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料
チ　医科点数表第２章第９部に規定する点数（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）
リ　医科点数表第２章第10部から第12部までに規定する点数
二　歯科点数表に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ　区分番号Ｂ００４－１－４に掲げる入院栄養食事指導料
ロ　区分番号Ｂ００４－９に掲げる介護支援等連携指導料
ハ　区分番号Ｂ００６－３に掲げるがん治療連携計画策定料
ニ　区分番号Ｂ００６－３－２に掲げるがん治療連携指導料
ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト　区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料
チ　区分番号Ｂ０１１－４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
リ　区分番号Ｂ０１１－６に掲げる栄養情報連携料
ヌ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
ル　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２
ヲ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ワ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
カ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

四　次に掲げる患者
イ　介護医療院に入所している患者
ロ　介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる療養
一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の４のイからヘまでの注13に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）
イ　医科点数表第１章第１部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
①　区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数
②　区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数
ロ　医科点数表第２章第１部通則第３号から第８号までに規定する加算（通則第７号に規定する加算については、別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬を投与した場合に限る。）
ハ　医科点数表区分番号Ｂ００１の１に掲げるウイルス疾患指導料
ニ　医科点数表区分番号Ｂ００１の２に掲げる特定薬剤治療管理料
ホ　医科点数表区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料
ヘ　医科点数表区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料
ト　医科点数表区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料
チ　医科点数表区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料
リ　医科点数表区分番号Ｂ００１の９に掲げる外来栄養食事指導料
ヌ　医科点数表区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料
ル　医科点数表区分番号Ｂ００１の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料
ヲ　医科点数表区分番号Ｂ００１の14に掲げる高度難聴指導管理料
ワ　医科点数表区分番号Ｂ００１の15に掲げる慢性維持透析患者外来医学管理料
カ　医科点数表区分番号Ｂ００１の16に掲げる喘息治療管理料
ヨ　医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料
タ　医科点数表区分番号Ｂ００１の23に掲げるがん患者指導管理料
レ　医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料
ソ　医科点数表区分番号Ｂ００１の25に掲げる移植後患者指導管理料
ツ　医科点数表区分番号Ｂ００１の26に掲げる植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料
ネ　医科点数表区分番号Ｂ００１の32に掲げる一般不妊治療管理料